

KG-SANKEN
DISCUSSION PAPER SERIES

KG-SANKEN No. 8

知的財産権関連の独占禁止法違反事案における
排除措置の影響、効果に関する調査結果

東海大学実務法学研究科
関西学院大学経済学部

鈴木恭蔵
土井教之

2011年3月

関西学院大学産業研究所

Institute for Industrial Research, Kwansei Gakuin University

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町 1-155

TEL: 0798-54-6127 FAX: 0798-54-6029

アドレス : sanken@kwansei.ac.jp URL: <http://kgsaint.kwansei.ac.jp/sanken.html>

知的財産権関連の独占禁止法違反事案における
排除措置の影響、効果に関する調査結果

- * 本稿は、日本学術振興会「科学研究費補助金」による研究課題「知的財産権関連の独占禁止法違反事案に対する排除措置等のあり方」による調査研究の結果の一部である。ここに記して同会に謝意を表す。また、本アンケート調査に回答いただいた各社にも謝意を表す。

東海大学実務法学研究科 鈴木恭蔵
関西学院大学経済学部 土井教之

2011年3月20日

はじめに

近年の急激な技術革新の中で、知的財産権に関連する独占禁止法違反事案も増加し、これに伴い知的財産権をめぐる競争政策・独占禁止法の観点からの取り組みが重要視されている。この際、ある行為が独占禁止法違反とされた場合、どのような排除措置等をとることが競争秩序回復のために適当か又は可能かという問題がある。

独占禁止法違反行為に対する排除措置は、当該行為を中止させ、競争秩序を回復することにあるが、知的財産権が関わる独占禁止法違反事案の場合、知的財産権が権利者に対し一定の条件の下で、新たな技術等を開発しようとする他者を排除することを制度的に認めるものでもあるため、他の場合における排除措置と同様の内容のもので競争秩序が回復し得るのか等の複雑な問題を引き起こす。

このため、わが国企業に係る知的財産権関連の独占禁止法違反事件での排除措置の影響、効果についての実情を把握・理解する一環として企業に対するアンケート調査を実施した。

本報告書は、上記アンケート調査結果を踏まえて、わが国企業に係る知的財産権関連の独占禁止法違反事件での排除措置の影響、効果について整理を行ったものである。

I 企業アンケート調査の概要

①発送企業数；424社（製造業、情報・通信業（金融業・不動産業は除く）を中心とし、法務部門が特定できる企業(未上場を含む)をアトランダムにて選定)を対象に、2010年9月にアンケート調査表を発送、11月までに回収した。

②回答企業数；118社

③有効回答企業数；114社（回答率；26.9%）

④回答企業の業種別内訳

分野	企業数（社）	割合（%）
製造業	99	86.8
電気・ガス業	3	2.6
情報・通信業	6	5.3
卸・小売業（商業）	4	3.5
サービス業	1	0.9
その他	1	0.9
計	114	100

II 調査結果概要

1 独占禁止法・知的財産権関係の組織体制

(1) 独占禁止法の違反が生じた場合の専任部署の有無（法令遵守・コンプライアンス担当を含む）

表 1

① 設置している	88 社 (77.2%)
② 設置していない	26 社 (22.8%) (専任はいないが担当者はい る、コンプライアンス室はあるが独禁法を対 象としたものではないとするものを含む)
計	114 社 (100%)

これによると、調査対象企業のうち 77%の企業が独占禁止法担当の専門部署を設置している。これは、今回の回答企業の多くが独占禁止法を意識していることを示唆している。当該部署の名称として、「法務」、「コンプライアンス」、「内部監査」、「内部統制」等、組織構成の名称も「部」、「課」、「室」、「グループ」等様々であり、また、担当部署の人員も最大規模の企業は 37 名から最小 1 名のところもある。

なお、本調査とは必ずしも対応しないが、公正取引委員会が 2008 年に東証一部上場企業を対象としたコンプライアンス体制の整備状況調査では、コンプライアンス専任部署を「設置している」とした企業は 1041 社中 714 社 (69%) であり、今回調査の回答企業のほうが、この比率は若干高かったといえる。

(2) 知的財産権に関する専門部署の設置の有無

表 2

①設置している。	103 社 (90.4%)
②設置していない。	11 社 (9.6%)
計	114 社 (100%)

回答企業の 90%強が、知的財産専門部署を設置している、

(3) 独占禁止法担当部署と、知的財産権関連部署との役割分担

表 3

1 知的財産権関連部署は知的財産権関連の業務全般（特許権等の新規申請、侵害訴訟等）を担当し、独占禁止法担当部署は、知的財産権関連の事項は担当しない。	62 社
2 知的財産権関連部署は特許権等の新規申請業務を担当し、独占禁止法担当部署は、知的財産権関連を含む訴訟を担当する。	10 社
3 その他	18 社 (うち、①事案 によって共同す る、連携する、

	独禁担当部署も知財関連訴訟を担当するが4社、②知財関連訴訟も独禁法担当部署が担当するが3社)
--	------------------------------------------------

2 回答企業自身の独占禁止法違反の有無

- (1) 回答企業自身が過去10年間で、日本、米国、EUその他の独占禁止法違反とされたことの有無（複数回答有）。

表4

独占禁止法違反有				無	計
22社				91社	113社
日本	米国	EU	その他		
19社	4社	4社	1社		

- (2) 上記回答で、どのような行為（又は契約）が各国の独占禁止法違反とされたか。

表5

知的財産権関連事項	その他	不明	計
0社	17社（多くはカルテル、入札談合事件で、日本の場合は下請法違反）	5社	22社

3 回答企業の取引相手（販売、購入、輸出入、ライセンス等の相手方）の独占禁止法違反の有無（複数回答）

- (1) 回答企業の取引相手（販売、購入、輸出入、ライセンス等の相手方）が、過去10年間、日本、米国、EUその他の独占禁止法違反とされたことの有無について（複数回答。回答者が分かる範囲において）

表6

取引先が独占禁止法違反とされた事例有				無	不明	計
25社				75社	4社	104社
日本	米国	EU	その他（国名不明）			
24社	9社	15社	3社			

(2) 上記取引先が独占禁止法違反とされた行為（又は契約）の内容（複数回答）

表 7

取引先が独占禁止法違反とされた行為（又は契約）の内容	企業数
①パテントプール	0 社
②クロスライセンス	0
③標準化への参加	0
④ライセンス拒絶	0
⑤ライセンスに当たっての条件	4 社
⑥知的財産権保有会社との合併、買収	0
⑦その他（カルテル、入札談合等）	25 社
計	29 社（延べ）

(3) 上記取引先が独占禁止法違反とされたとき、当該取引先が各国競争当局、裁判所から命じられた措置の中で知的財産権関連の事項について

表 8

命じられた措置の中で知的財産権関連の事項	企業数
①競争者等第三者へのライセンス実施許諾	0 社
②ロイヤルティの引下げ	2 社
③第三者への情報（利用説明書、インターフェイス・プロトコール等の情報）の開示	2 社
④問題とされた契約条項の削除、変更	2 社
⑤事業分割、第三者への譲渡	0 社
⑥その他	0 社

(4) 上記回答企業の取引先が競争当局により命じられた上記排除措置の効果、影響についての評価について

取引先が命じられた排除措置の中に知的財産関連事項が含まれているとした上記回答企業 4 社は、いずれも、「当該排除措置によって、技術革新（新製品の研究開発を含む）において特段の影響、効果はなかった」との回答であった。

上記 4 社のうちの 3 社からのヒアリングによれば、3 社は、いずれも自社と取引相手との問題とされた契約はライセンス契約であり、その取引先に対する上記排除措置が自社にとって特段の影響、効果はなかったとする理由として、①取引先とのライセンス契約等が、当該回答企業にとって本業に係るものではないこと、又は②当該回答企業と取引先とは日ごろから密接な関係を有し、取引先が命じられた例えば情報開示の内容はすでに当該取引先からなされていることをあげている。

4 まとめ

- (1) 米国、EU では日本に比し知的財産関連の独占禁止法違反事件数は多く、また、知的財産権に関連する排除措置 (remedy) も多く出されており、これらに関連する議論も活発に行われている。にもかかわらず、わが国企業自身又はその取引先が知的財産関連に係る独占禁止法違反とされたとする回答企業、事例は極めて少なかった。

上記Ⅱ-1のとおり、本アンケート調査の対象として知的財産権関連の取引(販売、購入、輸出入、ライセンス等)を多く行っていると思われる製造業、情報・通信業種を対象とし、かつ、この分野の知識等を有する法務部門を有する企業を選定し回答を得たものである。にもかかわらず、こうした事例が極めて少なかった理由としては以下のことが考えられる。

- ①こうした事案が情報・通信分野で近年多く生じているにもかかわらず、これら分野に属する回答企業が少なかったことによるのかもしれない。
- ②米国、EU では知的財産関連の独占禁止法違反事件数は多く、これらに関連する議論も米国、EU,日本で、特に学界、法曹界において活発に行われているとはいえ、実際には、こうした事例は多くないのかもしれない。

- (2) 取引先が知的財産関連の独占禁止法違反とされたとする企業4社につき、その取引先に対する各国競争当局、裁判所が命じた排除措置(ライセンス契約の引下げ、情報開示等)は、ライセンシーである当該4企業にとって研究開発・技術革新において有利な状況をもたらすとも考えられるが、実際には上記4社はいずれも取引先(ライセンサー)に対するこうした措置はライセンシーである4社にとって特段の影響、効果はなかったとする。

これは、取引先とのライセンス契約等が、当該回答企業にとって本業に係るものではないこと、取引先と当該回答企業とは日ごろから密接な関係を有し、取引先が命じられた例えば情報開示の内容はすでに当該取引先からなされているためであるとする。

このことは、知的財産関連の独占禁止法違反事案における排除措置については、例えばライセンス契約においてライセンシーが違反行為者の競争相手か否か、あるいは違反とされた契約がその取引先にとって本業に係るものか否かによって、その効果、影響は異なることから、排除措置の内容を決定するに当たってはこれらのことを考慮する必要があることを意味する。

- (3) 今回の(ヒアリング)調査において、いくつかの企業は、仮に競争者又は取引(ライセンス契約)の相手が知的財産権を有していたとしても、とりわけ情報・通信分野においては、それを迂回する技術を容易に開発できるため、競争者又は取引(ライセンス契約)の相手が知的財産権を有していたとしても余り脅威は感じないとする。そうであるなら、知的財産関連の独占禁止法違反事件において、余り強い、例えば強制実施許諾やロイヤルティの引下げ等の排除措置を命ずる必要はないのかもしれない。

- 1 日本 2 米国 3 EU 4 その他

問 14 どのような行為（又は契約）が独占禁止法違反とされましたか？

- 1 パテントプール 2 クロスライセンス 3 標準化への参加（運用）
 4 ライセンス拒絶 5 ライセンスに当たっての条件
 6 知的財産権保有会社との合併・買収
 7 その他

問 15 問 14 で「1 はい」と答えられた方にお伺いします。貴社の取引の相手方が競争当局から命じられた排除措置の中に、知的財産権に関連する事項が含まれていましたか。

- 1 はい 2 いいえ

問 16 問 15 で「1 はい」と答えられた方にお伺いします。どのような措置が命じられましたか？

- 1 競争者等第三者へのライセンスの実施許諾
 2 ロイヤリティの引下げ
 3 第三者への情報（当該知的財産権の利用説明書、インターフェイス、プロトコール等）の開示
 4 問題とされた契約条項の削除・変更の申出の受入れ
 5 事業分割・第三者への譲渡
 6 その他

問 17 貴社の取引先の知的財産権関連の独占禁止法違反事件において、貴社の取引先が競争当局により命じられた排除措置の効果、影響についてどのように評価しますか？

- 1 当社にとって知的財産権を利用しやすくなったことにより、当社の研究開発、技術革新にプラスの影響・効果をもたらした。この場合、影響・効果の内容とレベルはどうでしたか。

プラスの影響・効果の内容	影響・効果のレベル
1) 研究開発の効率性に寄与した	a 大きかった b 中程度であった c 小さかった
2) 新製品の開発に寄与した	a 大きかった b 中程度であった c 小さかった

3) 生産方法の改善に寄与した	a 大きかった b 中程度であった c 小さかった
4) 生産性が向上した	a 大きかった b 中程度であった c 小さかった
5) 売上げが増加した	a 大きかった b 中程度であった c 小さかった
6) その他	

- 2 当社だけでなく他社も当該取引先の知的財産権を利用しやすくなり競争が激しくなり、技術革新（新製品の研究開発を含む）にマイナスの影響、効果をもたらした。この場合、影響・効果の内容とレベルはどうでしたか。

マイナスの影響・効果の内容	影響・効果のレベル
1) 売上げが減少した	a 大きかった b 中程度であった c 小さかった
2) 新規発明等が少なくなった	a 大きかった b 中程度であった c 小さかった
3) その他	

- 3 当該排除措置によって、技術革新（新製品の研究開発を含む）において特段の影響、効果はなかった。

- 4 その他

IV 本調査につき、お気づきの点がございましたら以下に自由にご記入下さい。